平成２７年（フ）第６４号
茨城県高萩市大字下手綱1807番地の５、前住所茨城県高萩市東本町４丁目81番地の１
債務者　後藤　隆行
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第６５号
茨城県日立市田尻町７丁目18番30―101号、前住所茨城県高萩市東本町４丁目81番地１
債務者　後藤寿三恵
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第６８号
茨城県日立市東金沢町１丁目３番５号
債務者　高村　義伸
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第４７０号
兵庫県尼崎市田能４丁目20番32―402号、前住所兵庫県尼崎市食満３丁目29番３号
債務者　江口　千年
１　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９号
兵庫県南あわじ市志知釿３番地３
債務者　山口　達司
１　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
兵庫県南あわじ市志知釿３番地３
債務者　山口智恵美
１　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２号
松江市学園南２丁目18番５号、前住所鳥取市北園２丁目140番地２　県住２―304
債務者　稲本　紀子
１　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８３号
広島県東広島市西条御条町３番21号　Ｋアパート左側
債務者　髙橋　愛美
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３７号
広島市安佐南区山本４丁目14番22―301号
債務者　糸谷　雅江（旧姓塚本）
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４０号
広島市安佐南区相田７丁目48番27号
債務者　小田　千里（旧姓仲子）
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２５号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目74番32―44号（市営住宅3244）
債務者　山中沙祐里
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
沖縄県浦添市西原２丁目２番15号　ＣＡＳＡ　ＴＩＬＬＡ　203号室
債務者　糸数　紫乃
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２４号
沖縄県那覇市識名２丁目10番１号　ストリーム第２ビルＣ―５
債務者　古堅　　彩
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２７号
沖縄県豊見城市字高安877番地　コーポ桂103号
債務者　佐々木　巧（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３４３６号
大阪府東大阪市瓢箪山町６番17号
債務者　松井　康夫
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４５１号
大阪市港区三先２丁目17番10―809号、前住所北九州市八幡西区楠橋上方２丁目13番26号（さつき荘）
債務者　内田　広美（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部